

小型家電製品の出し方

小型家電製品は資源の有効活用のため、区役所等に小型家電回収ボックスを設置し、リサイクルを実施しています。また、燃やすごみとして集積場所に出すこともできます。

【小型家電製品の例】



出し方① 小型家電回収ボックスを利用する

区役所等に設置されている小型家電回収ボックスにお出しください。

- 投入口(30cm×15cm)に入るもの、長さ30cm未満のもの
- バッテリーは可能な限り取り外してお出しください。



設置場所

- 市庁舎・各区総合庁舎
- 各区資源循環局事務所
- 資源循環局焼却工場
- 区民利用施設(一部)
- スーパーなどの店頭(一部)

※設置場所は市ホームページでご確認ください。

- 注意事項**
- 回収ボックスに一度投入したものは返却できません。
 - 電池類や電球・蛍光灯は抜き取ってお出しください。
 - 臭気の強いもの(電動灯油ポンプ等)は入れないでください。
 - 個人情報が含まれる製品は、個人情報を消去してから回収ボックスへ入れてください。
 - 袋等に入れずに、そのまま回収ボックスに投入してください。
 - 蛍光灯・電池は対象外です。

出し方② 燃やすごみの日に出す

- 小型家電製品は燃やすごみとして出すことができます。
- バッテリーの取り外せない小型家電製品を集積場所に出す場合は、火災防止の観点から、燃やすごみの日に、**生ごみ等とは別の袋**でお出しください。



その他

認定事業者による回収

- 国が認定した事業者による民間回収も行われています。詳しくは市ホームページでご確認ください。



小型充電式電池 (バッテリー)の出し方

小型充電式電池リサイクルが
2025年12月1日より、
家電量販店や自転車販売店等
缶)にお出し

「電池類」として集積場所にも出せるようになりました。
パンフレット訂正のお知らせ、電池類
をご確認ください。

自主回収・
せん。
ス』(黄色い



出し方

小型充電式電池リサイクルボックスにお出しください。

【回収対象】

- リサイクルマークのある小型充電式電池(本体から取り外したもの)
- モバイルバッテリー本体



Ni-Cd

ニカド
電池



Ni-MH

ニッケル
水素電池



Li-ion

リチウム
イオン電池

設置場所

- 市庁舎・各区総合庁舎
- 各区資源循環局事務所
- 区民利用施設(一部)
- 家電量販店や自転車販売店
- ホームセンターなど

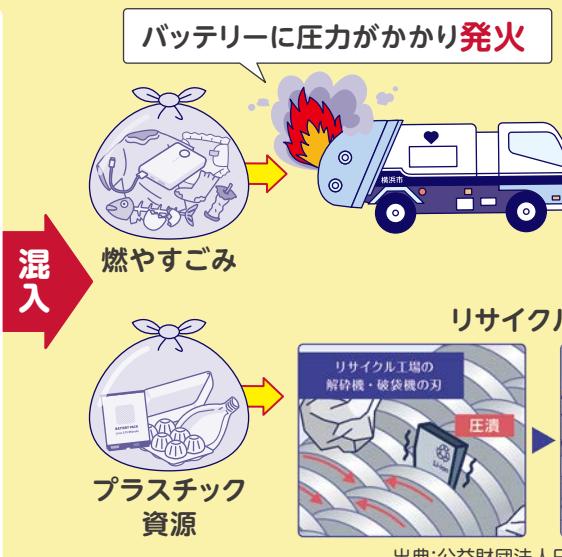
※設置場所は一般社団法人
JBRCのホームページで
ご確認ください。



注意事項

- 端子部(電気を流すための金属部分)をテープで絶縁してください。
- 回収できるバッテリーは、JBRC会員企業製のものに限ります。
- 電動自転車バッテリーは、自転車販売店・区役所・収集事務所など回収先が限られます。
- 破損・膨張したものは各区収集事務所に相談してください。

バッテリー(リチウムイオン電池)による火災が多発中! 他のごみとは混ぜないで!



出典:公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

ごみ出しの
ルール
分別の種類

プラスチック
資源

缶・びん・
ペットボトル
小さな金属類

古紙・古布

燃やすごみ

燃えないごみ
スプレー缶
乾電池

粗大ごみ

市では
収集できない
ごみ

小型家電製品
小型充電式電池
(バッテリー)

資源物の
直接持ち込み・
回収など

動物の
死体処理
不法投棄など

ごみ出しの
支援・減免
集積場所の
設置など

災害時の
ごみ

資源物の
リサイクル

脱炭素
プラ5.3計画

問合せが多い
分別品目